

## 国立公園における動物の保護に関する基本方針について

我が国は地域制の自然公園制度をとっており、国立公園・国定公園等の自然公園内では、各種の開発行為の規制により、自然の風景地の保護とともに、生態系の多様性の確保が図られている。

今般改正された自然公園法では、各種の開発行為の規制による野生動物の生息地の保全に加え、国立・国定公園の特別保護地区のみならず、特別地域においても野生生物の捕獲等による生物多様性への影響を緩和できるよう、新たに環境大臣が指定した動物（以下、指定動物）の捕獲等を規制できることとした。

しかしながら、国立公園等内の動物の保護施策を効果的に進めるためには、捕獲規制のみで十分な保護効果を得ることは期待できない。

そこで、捕獲の規制対象となる指定動物の選定にあたり、国立公園における動物の保護対策についての基本的な方針を定め、これを旨として、指定動物の選定を含む動物の保護対策の検討を行うこととする。

### 国立公園における動物の保護に関する基本方針

#### ・国立公園の役割

今般の自然公園法の改正において生物多様性の確保が国等の責務に追加され、国立公園はこれまで以上に生物多様性の確保の観点から積極的な役割を果たすことが求められている。

国立公園においては各種行為の規制により自然の風景地の保護を図ってきたところであり、動物の保護に関しても、今後とも特別保護地区及び特別地域においては開発行為の規制等により生息地の保全を図るとともに、特別保護地区における動物の捕獲に加え、新たにその他の特別地域においては必要に応じて指定動物の捕獲を規制するなど、的確にその保護を図っていくこととする。

#### ・動物保護の重要性

野生動物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素として、私たちの豊かな生活に欠かすことのできないものである。このため、動物を含むすべての生物の保護を図ることにより、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが必要である。

しかし、現実には、様々な要因により国立公園においても動物の生息環境は安泰ではない。主な要因としては、生息地の縮小、消失などが考えられ、特に個体数が少ない種の中には捕獲の圧力が加わることによって、個体群の存続が危ぶまれているものもある。

#### ・保護施策の考え方

以上のような認識にたち、国立公園内において動物の保護施策を推

進するにあたっての基本的な考え方を以下のとおりとする。

#### ① 生息地の保全

国立公園における動物の保護は生息地の保全を基本とし、工作物の新築や土地の形状変更などの開発行爲の規制に加え、野生動植物の生息・生育地等において環境大臣が指定する区域への車馬等の乗り入れ規制や、今般の改正により新たに追加された環境大臣が指定する区域への人の立入り規制などを活用していく必要がある。

加えて、特に著しい減少が見られる草原性のチョウ類など人為により維持されてきた里地里山等の二次的自然に依存する動物については、風景地保護協定や各種事業の実施による管理的手法を積極的に活用することによりその生息地の保護を推進するとともに、捕獲圧による個体群の存続が危ぶまれるものについては、指定動物として捕獲規制等を行うものとする。

これらの施策を展開する際には、「新・生物多様性国家戦略」（平成14年3月）においても基本理念の一つとして掲げられているエコシステムアプローチ（予防的順応的態度）の考え方を踏まえ、特に管理的手法の導入に当たっては、的確なモニタリングを実施するとともにその情報を広く関係者と共有し、必要に応じて見直しを行う。

#### ② 指定動物の選定及び保護

指定動物については、鑑賞用等として捕獲の対象となり易く、規制を行わなければ絶滅するおそれのある、または当該地域において個体群の存続に支障をきたすおそれのある動物であって「国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領」2に該当する種または亜種を選定する。

また、単に個体としての捕獲規制等を行うのみならず、指定動物を含む生態系全体を保全する観点から、各種手法による保護施策を検討する。

特に、生息数の減少が著しい種や極めて狭域に分布している種など、捕獲等によって個体群の衰退又は消失の危険性の高いものについては、巡視体制の強化など管理体制の徹底に努める。

#### ③ 調査研究・情報収集の推進

国立公園における野生動物の保護に係る施策を適切に実施するため、動物の生息状況等にかかる調査研究・情報収集の推進を図る。さらに、動物の生息情報等については、研究機関の研究者のみならず、多くのアマチュア研究者等によって得られている状況に鑑み、幅広く研究者等と連携を図りながら、総合的に動物保護施策を推進するものとする。

#### ④ 普及啓発の推進

国立公園内における動物の保護の必要性や、規制区域、規制内容等について、環境省ほか関係機関のホームページ、マスメディア等を通じた普及啓発・広報を行うほか、現場においてチラシ、パンフレット、看板等を活用して適切な周知を図る。

## 国立公園における動物の保全のための具体的施策について

「国立公園における動物の保護は生息地の保全が基本」であり、捕獲規制以外の規制による対応、生息環境改善のための事業による対応、生息環境のモニタリング等の対応を、相互に関連づけて実施していくことにより、総合的に動物の保護を図っていくことが第一義である。動物保護のために取りうる具体的施策のメニューとしては、以下に掲げるものが考えられる。

### 1. 規制による対応

#### ① 開発行為の規制

特別地域内においては、工作物の新築、土地の形状変更、水面の埋立て等の開発行為を実施することは許可を要する行為とされている。

学術調査の結果等により「野生動植物の生息地・生育地として重要な地域」であると認められる場合には、開発行為の申請の審査に際して、特別保護地区に準ずる地域として開発行為を厳しく制限することが可能。

#### ② 車馬等の乗入れの規制、人の立入りの規制

特別地域内において、環境大臣が指定した地域においては、車馬等の乗入れ又は人の立入りを行うことは許可を要する行為とされている。動物の生息地・繁殖地として重要な地域については、車馬等乗入れ規制地域等に指定することにより、その生息環境の保全を図ることが可能。

#### ③ 指定植物の採取等の規制

環境大臣が公園毎に指定した植物については、特別地域内において採取、損傷することは許可を要する行為とされている。野生動物の食草として重要な植物については、採取等が規制される植物として指定することにより、野生動物の餌資源を人間による採取から守ることが可能。

### 2. 生息環境の保全・再生

#### ① 自然公園等事業による生息環境の保全・再生

自然再生施設事業、植生復元施設事業、動物繁殖施設事業といった動植物の生息・生育環境を保全・再生するための事業を自然公園等事業（公共事業）として実施。これらの実施にあたっては、順応的な管理が必要。

#### ② グリーンワーカー事業による生息環境の保全・再生

自然や社会状況等を熟知した地域住民を雇用し、国立公園の動植物の保護、環境美化、施設の維持補修、二次的自然環境の維持活動等を実施するグリーンワーカー事業を実施。本事業により、野生動物の生息環境や食草の保全・再生等の取組を実施。比較的小規模な対策を講じる上で有効。

### ③ 風景地保護協定による二次的自然環境の保全

自然公園法では、里地里山など二次的自然環境により構成される風景地を保護するため、公園管理団体に指定された団体が土地所有者との間で自然の風景地の保護のための管理に関する協定（風景地保護協定）を結び、土地所有者に代わり管理を行う制度を有している。（協定を締結した土地所有者には当該土地の評価額の一部控除を適用）本制度を活用し、動物の生息地として重要な二次的自然環境の保全活動の展開を促す。

### ④ 外来生物の防除

動物の生息を脅かす外来生物が存在する場合に、当該外来生物の防除活動を実施。この場合の外来生物は、外来生物法に基づき指定された特定外来生物に限らず、国内由来の外来生物も対象になりうる。

## 3 監視・モニタリング等

### ① アクティブレンジャーによる監視の強化

平成 17 年度より環境省自然保護官の業務を補佐し、主として現場の巡視・パトロールなどを担うアクティブレンジャーを全公園で採用。このアクティブレンジャーの活動として、指定動物生息地における巡視の頻度を増すことによる監視体制の強化を実施。自然公園指導員の協力も要請。

### ② 専門家等との協働によるモニタリング活動の実施

地域に生息する野生動物について知見の深い地域の専門家（アマチュア専門家を含む。）との連携により、公園内での動物の生息状況のモニタリングを実施。このモニタリングの対象は指定動物に限らず、動物全般の生息状況の変化を調査するものとする。

なお、モニタリング調査の前提として、公園内に生息する動物のインベントリ作成も必要。特別地域だけでなく、生息状況の空白地帯とも言える特別保護地区も含め、地域の専門家による捕獲調査の実施により生息状況の確認と標本収集を推進することについても要検討。

## 4 普及啓発

### ① HPにおける情報提供

インターネットを用いた指定動物の保護施策について情報を提供。規制対象種と規制対象地域についても明示する。

### ② 注意標識等による現場での注意喚起

重要な生息地などにおいて、注意標識の掲出やリーフレットの配布による注意喚起を行う。

## 国立公園における動物保護施策の実施に係る専門家・関係団体等との連携方策について

### (1) 連携方策の必要性

国立公園内において生物多様性の保全に配慮しつつ適切に動物保護施策を実施するに当たっては、当該地域に生息する動物種に関する十分な生物学的情報の蓄積が不可欠である。

これまで、国立公園内における動物の生息・分布情報については、多くのアマチュアを含む研究者や関連団体等によるデータの収集、蓄積が図られているのが現状であるが、国立公園内において動物の捕獲規制を行うことにより、特にアマチュア研究者によるデータの取得が困難となり、当該種の生息状況が正確に把握できなくなるなど、結果として国立公園内における生物多様性の保全に支障をきたす可能性がある。

また、捕獲を規制した動物種に係る監視などについては、種の同定など専門的な知識を有する者の協力を得なければその実施は困難である。

このため、国立公園における指定動物の効果的な保護を図るためにはアマチュアを含む研究者や関連団体等の協力を得ることが必要であると考えられ、そのための適切な連携方策について検討を図る。

### (2) 関係者との連携による保全・管理施策の検討事例

#### ① 定期的な生息状況調査（モニタリング）の実施

一定の調査計画を環境省が作り、学会等の関連団体に対して調査への参加協力を依頼。学会等の推薦により一定の専門的知見を持つと認められる者等に対して調査捕獲などを一括して許可し、得られた生物学的知見を蓄積するとともに、当該データに関しては種の保護の観点から非公表とすべきものを除き、印刷媒体等に発表することを義務づける。

なお、当該調査の立案・実施にあたっては、環境省が実施する自然環境保全基礎調査・モニタリングサイト1000等の関連する施策との適切な連携を図るものとする。

#### ② 生息環境保全活動の実施

当該種の保護上、捕獲規制に加えて生息環境の保全のための措置が必要不可欠であると認められ、またその生息地保全について風景地保護協定の活用やグリーンワーカー事業の拡充等に対応する場合について、必要に応じ地元の専門家や自然保護団体等と連携して実施することを検討する。

#### ③ 許可の運用の柔軟化による生息情報の取得

国立公園の動物の捕獲等については、「学術研究」の目的である場合、研究機関や専門の研究者に限定して許可しているのが現状であるが、上記のような事情に鑑み、必要に応じ、アマチュア研究者であっても調査研究成果を報告することを条件に許可することを検討する。これにより当該種の生息状況等の情報の蓄積が期待される。

④自然公園指導員等として委嘱

指定対象種について専門的知見を有する地域の関係者等を自然公園指導員等に委嘱し、モニタリングの実施を依頼するほか、捕獲規制種についての監視、指導、教育活動の実施について協力を得るよう努める。